

個人情報適正管理規程

アライアンス事業協同組合



- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、総務部、教育部及び労務管理部の職員とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者の帆足 京とする。
- 2 監理責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載の事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。又、監理責任者は、個人情報取り扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとし、さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同様。）の請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致する場合は、遅滞なく訂正を行うものとする。個人情報の開示又は、訂正に係る取り扱いについて監理責任者は、技能実習生等への周知に努めることとする。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。尚、個人情報の取り扱いに係る苦情処理担当者は、監理責任者の帆足 京とする。